

2015年1月5日

KES審査登録事業者様 各位

特定非営利活動法人KES環境機構
専務理事 津村昭夫

KES規格改訂と制度改正

○ 経緯

ISO14001 は、「社会経済的ニーズとバランスをとりながら、環境保全及び汚染の予防を支える目的」で1996年9月に発行されました。

その後、2004年にISO9000の規定を考慮に入れてISO14001との両立性を高めるため一部改訂されました。

そして2011年、NWIPの可決に基づいて第3版改訂の検討が開始され、2014年6月にDIS（国際規格原案）が発行されました。その背景につきましては、DISの序文を引用しますと下記のように記述されています。

「将来の世代の人々が自らのニーズを満たす能力を損なうことなく、現代の世代のニーズを満たすために地球規模のシステムの中で環境的、社会的及び経済的なサブシステム間のバランスを達成することが不可欠であると考えられている。この持続可能性の“三本柱”の概念は、持続可能な発展の目標である。

法律の厳格化、汚染による環境への負荷の増大、資源の非効率的な利用、廃棄物の管理、気候変動並びに生態系及び生物多様性の劣化という状況の中で、持続可能な発展、透明性及び責任説明に対する社会の期待は進展している。」

KESでは、まさに「持続可能な発展への貢献を最大化」する取組みを推進するため、2015年中旬に発行される「IS（国際規格）」に先行し、本DISの趣旨を活かした改訂版「KES（第6版）」を発行することとしました。

[改訂の概要]

1. 取組み課題の拡大

「環境宣言」のコミットメントに、従来の「汚染の予防」に、「環境保護」を加える。

2. 環境パフォーマンスの重視

KESでは、スタート当初から「環境パフォーマンス」を重視した取組みを推奨してきましたが、この改訂において「中長期目標（原則3年）」の設定を可能とし、時間的にも余裕をもって効果の大きい取組みを追及する。

なお、本規格改訂に伴い、審査登録期限を従来の「1年」から「3年」更新制へ制度改正を行う。

上記2点の改訂は「持続可能な発展への貢献を最大化」はもとよりKES取組み事業者様の「環境経営」や「社会（地域）貢献」に大きな成果が期待できるものと確信いたします。（以上、「KES規格（6版）」：P5「規格改訂（6版）について」より抜粋。）

1. K E S規格の改訂

1.1 改訂の概要

1.1.1 取組み課題の拡大

「環境宣言」のコミットメントに、従来の「汚染の予防」に、「環境保護」を加える。

(1) K E S規格

- ① 環境宣言：＜K E S規格（6版）＝P7：1.3.2②項及びP10：2.3.2②項参照。＞
継続的な環境改善活動と、汚染の予防及び環境保護を約束する。

環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含むことができる。

- ② 環境改善目標及び改善計画：＜K E S規格（6版）＝P7～8：1.3.3(3)③及びP10～11：2.3.3(3)③項参照。＞

汚染の予防及び環境保護に関する約束。

環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護などを含むことができる。

[参考]：従来のK E S取組みは「汚染の予防」をベースとしてきたが、改訂規格（6版）によって「環境保護」（持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、並びに生物多様性及び生態系の保護など）を含むことができる。
なお「環境保護」の項目には、持続可能な資源の利用（例：省資源化、廃棄物排出量の削減等）、気候変動の緩和及び気候変動への適応（例：省エネルギー、CO2削減等）は従来から取組んできたものもある。

1.1.2 中長期目標の設定

「中長期目標（原則3年）」の設定を可能とし、時間的にも余裕をもって効果の大きい取組みを追及する。

(1) K E S規格

- ① 定義：＜K E S規格（6版）＝P6：1.2⑦項参照。＞

環境改善目標（中長期目標及び単年度目標）

環境宣言を実現するために自らが定めて進める全体的な環境改善活動の到達点をいう。また、環境改善目標は3年程度を目途とした中長期目標を設定し、この中長期目標を達成するために単年度の目標を定めて実行する。これら環境改善目標は可能な限り数値化する。

- ② 環境改善目標及び改善計画：＜K E S規格（6版）＝P7：1.3.3(3)及びP10～11：2.3.3(3)項参照。＞

組織全体あるいは各階層で中長期の環境改善目標並びに、単年度の改善目標及び改善計画を決定して文書化する。

これら目標決定に際しては環境宣言と整合させ、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも到達点を明確にするとともに次の点を考慮し、その結果を記録する。

1.2 改訂規格の適用

KES改訂規格（6版）は、原則として2015年4月1日より適用する。

ただし、移行への猶予期間として「2016年3月31日」までは現行規格（5版）での取組みも可能とする。

[注]：「生物多様性」の取組みについては、「2015年1月」から適用可能とする。

II. KES制度の改正

審査登録有効期限を従来の「1年」から「3年」更新制へ制度改正を行う。

本制度改正は、2015年4月1日以降の審査（初回・確認）から適用する。

[参考]：「従来の審査制度」と「改正後の審査制度」の審査名称と内容を下記に示す。

1. 従来の審査制度の名称と内容

① 初年度：「初回登録審査」

審査内容：従来の「初回審査」

② 1年経過：「確認審査」＝審査登録月日－1カ月

審査内容：従来の「確認審査」

2年経過以降も、上記②「確認審査」を継続する。

2. 改正後の審査制度の名称と内容

(1) 初回審査の場合

① 初年度：「初回登録審査」

審査内容：従来の「初回審査」

② 1年経過：「確認審査」＝審査登録月日±1カ月

審査内容：基本システム＋パフォーマンス確認

③ 2年経過：「確認審査」＝審査登録月日±1カ月

審査内容：基本システム＋パフォーマンス確認

④ 3年経過：「更新審査」＝審査登録月日－1カ月

審査内容：従来の「確認審査」

(2) 継続のための審査（「従来の確認審査」）の場合

① 2015年度（2016年3月31日まで）に限り、下記の通りとする。

「従来の確認審査」＋「改訂規格（6版）と改正制度（審査有効期限3年＝上記2(1)の②③④項）の説明」

② 1年経過、2年経過、3年経過は、「上記2(1)の②③④項」と同じ名称・内容とする。

以上